

福岡県公報

令和八年十月九日
第七百三十四号
増刊
①

目次

規則 (第五十一号)

○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

(こども福祉課) …………… 一

規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十一号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

第三条第一項中「自立援助ホームの入所児童」を「児童自立生活援助事業所の入所等児童」に改める。

第五条中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

別表第一中「及び自立援助ホーム」や「及び児童自立生活援助事業所」に改め、同表備考3(1)中「自立援助ホームの入所児童」や「児童自立生活援助事業所の入所等児童」に改め、同表備考3(2)中「(平成17年法律第123号)」や記号「」を「」に改め、同表備考3(3)中「及び第12項から第14項まで」や「令和7年9月30日までの間については同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの間に係るもの」に限り、令和7年10月1日以降については同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項まで」に改め、

同表備考4中「平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知」を「令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知」に改める。

別表第二備考3(2)中「同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項まで」や「令和7年9月30日までの間については同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに係るもの」に限り、令和7年10月1日以降については同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項まで」に改める。

別表第三中「自立援助ホーム」や「児童自立生活援助事業所」に改め、「一時保護実施特別加算費」の次に「及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定(次項の規定を除く。)は、令和六年四月一日から適用する。

3 改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則別表第一備考3(3)及び別表第二備考3(3)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部法務・県民情報課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)